

南信州地域における選定方針

長野県南信州地域振興局 リニア活用・企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱（以下「要綱」といいます。）」第6第6項の規定による南信州地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

1 選定基準

要綱第6第4項の規定による選定基準は、地域発元気づくり支援金交付要領第2の3（別表）の規定に基づき、以下のとおりとします。

広域的に連携した事業(※A)又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業(※B)であり、以下の(1)から(6)までを満たすこと

※A：事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していること（主体としての広域性）

※B：地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること
補助金活用後の自走のビジョンが明確であること（自走性）

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- (4) (市町村の場合) 地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること

(公共的団体の場合) 事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること
＜令和8年度基準＞
 - ・南信州における地域課題の解決や「しあわせ信州創造プラン3.0 南信州地域計画」の推進に資する事業であること

[経過措置]

上記の基準に該当する事業を優先して選定するが、令和8年度に限り、残りの予算の範囲内で上記(1)から(6)までの基準（従来基準）のみに該当する事業も選定することができる。

2 選定方法

- ・南信州地域振興局が応募者・団体から事業計画書等についてヒアリングを実施し、選定基準や重点支援対象事業に該当するか否かを判断します。
- ・上記の内容等について、「令和8年度 地域発元気づくり支援金 南信州地域選定会議」の意見を聴いた上で、南信州地域振興局長が事業の選定（支援金交付の内示）を行います。

3 支援金交付上限額

1 事業あたり 500 万円

4 支援金交付対象外経費

要綱第4（1）に規定する交付対象外経費のうち、カの「その他地域振興局長が不相当と認める経費」については、以下のとおりとします。

- ・汎用性のある機器（ノートパソコン等）の購入に係る費用
- ・以前から実施されているイベント等に関する経費
ただし、これまでの取組に加えて、新たな取組や視点、工夫等が伴っている場合は、この限りではありません。